

知らない大変！！



# 「認知症と成年後見制度」

銀行での手続き、契約や相続など本人しかできない行為はたくさんあります。自分や家族が認知症になった場合は、どうしたらいいか知っていますか？家族がいるかたもいないかたも、困る日が来るかもしれません。

介護しているかた、将来について考えているかたは、今すぐ受講を。関係ないと思っているかたも、備えとしてこの機会に知っておくことをお勧めします。

日時：平成 23 年 7 月 29 日（金）午前 10 時～12 時

会場：岡崎市福祉会館（市役所東隣）3 階 301 号室

講師：司法書士 名倉 勇一郎 氏

（リーガルサポート愛知支部、愛知県司法書士会）

内容： 認知症の基礎知識

地域の中の成年後見（概要、事例紹介、利用の注意点）

対象：市内在住関心のあるかた

申込：不要（当日会場へ）

その他：本講座は、認知症サポーター養成事業の一環として開催しますので、修了者にはオレンジリングをお渡しします。



## 成年後見制度とは？

認知症や精神しょうがい、知的しょうがいなどの理由で、財産管理や契約などの判断が難しい場合に活用します。家庭裁判所が、後見人等を選任し、不動産や預貯金の管理、介護サービスの利用に関する契約等を結び、権利と財産を守ります。後見人等には、家族や専門家・法人が選ばれます。

将来に備えてあらかじめ後見人を選択する「任意後見制度」もあります。

岡崎市役所福祉保健部長寿課 介護予防班・地域支援班

23 6837、23 6147 FAX23 6520（福祉会館 番）